

公益社団法人国際農林業協働協会理事及び監事の報酬等 並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の定款第29条第1項及び第2項の規定に基づき、理事及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 理事とは、定款第24条に基づき置かれる者をいい、監事とは同第25条に基づき置かれる者をいう。

(2) 常勤役員とは、理事又は監事のうち、協会を勤務場所とする者をいう。

(4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を舍む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支給することができるものとし、その額は、別表第2「常勤役員の退職手当の支給基準」のとおりとする。

4 非常勤役員には、会員総会及び理事会への出席等の職務執行の対価として、報酬を支払うこととし、その額は、別表3「非常勤役員の報酬額」のとおりとする。ただし、当該非常勤役員が、報酬の受領を辞退する場合は、この限りではない。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

2 非常勤役員への報酬は、会員総会及び理事会への出席等の職務執行に対し、必要な都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 協会は、理事又は監事はその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、理事又は監事が交通費の請求をせず、又は、その支給を辞退する場合は、この限りではない。

2 前項本文に基づき、非常勤役員に対し会員総会及び理事会への出席等の職務執行について支払う交通費は、一回当たり2,000円までの範囲とする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、会員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人国際農林業協働協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 「常勤役員の報酬月額」

専務理事 765,000円までの範囲内

別表第2 「常勤役員の退職手当の支給基準」

退職時の報酬月額×在職月数×支給率

(支給率は、7/100から12/100までの間で理事会の定める率)

別表第3 「非常勤役員の報酬額」

会員総会及び理事会等の職務執行1回当たりの報酬額
非常勤会長にあつては50,000円までの範囲内
その他の非常勤役員にあつては10,000円までの範囲内

公益社団法人国際農林業協働協会役員報酬細則

(総 則)

第1条 公益社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の役員としての職務に対する報酬等に関する事項は、定款及び公益社団法人国際農林業協働協会理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 常勤役員の報酬月額は、次のとおりとする。

専務理事 765,000円

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。
- 5 第2項及び第3項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(報酬の支払等)

第3条 常勤役員の報酬の支払いについては、職員給与規程第3条の規定を準用し、その支払日については、同規程第4条の規定を準用する。

(通勤手当)

第4条 常勤役員の通勤手当は通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に支給する。その月額は、その者の1ヵ月の通勤に要する運賃の額に相当する額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。

(非常勤役員)

第5条 非常勤役員の報酬日額は次のとおりとする。

会長 25,000円

その他の役員 10,000円

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、協会の設立登記（平成25年4月1日）のあった日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

2. この規程の第2条第1項の規定にかかわらず、令和3年度の会長の定める一定期間における専務理事の報酬月額は、765,000円以下の会長の定める額とする。

公益社団法人国際農林業協働協会常勤役員退職手当支給細則

(適用範囲)

第1条 公益社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の常勤の役員の退職手当の支給に関する事項は、定款及び公益社団法人国際農林業協働協会理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程（以下「規程」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(退職手当)

第2条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

(退職手当の受給者)

第3条 退職手当は、常勤の役員が退職したときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給する。ただし、常勤の役員が定款第28条の規定により解任された場合は、当該常勤の役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職の日における報酬月額に規程別表第2の支給率を乗じて得た額とする。ただし、次条第3項後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの報酬月額に規程別表第2の支給率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書に規定する場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第3条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第7条 遺族からの排除については、国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第8条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、その後判決が確定し、禁固以上の刑に処せられなかったときは、その限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第9条 会長は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、協会の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 会長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第10条 退職手当の返納については、国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「各省庁の長等」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、協会の設立登記（平成25年4月1日）のあった日から施行する。